



助言を求める制度および懸念を提起する制度

GRI 2-26

内部通報

コンプライアンスに違反した行為または違反する恐れのある行為が存在することを知った場合の内部通報・相談窓口として日油の事業拠点が存在する諸外国において、日本語・英語・中国語（簡体字）・韓国語・インドネシア語・ポルトガル語に対応する窓口を、外部の第三者機関に設置しています。

通報・相談者は、その事実を秘密裏に取り扱われることはもちろんのこと、通報・相談に関して何らの不利益を受けることはありません。また、本制度・窓口については、定期的に全世界グループ会社役職員に周知を行っています。

2022年度は、ハラスメントを主に20件とこれまでに比して、大きく増加しました。これは、2022年6月の公益通報者保護法の改正を受け、社内規定の改定とともに、法改正の趣旨説明（通報者探索、不利益取り扱いの禁止等）、通報窓口の周知を丁寧に行つた結果と推察されます。また、いずれの通報に対しても迅速かつ通報者探索のないよう、慎重に事実関係の調査を行い、必要な是正措置、再発防止策を講じました。



セクシュアルハラスメント／パワーハラスメントへの対応

日油グループでは、「倫理行動規範ガイドブック」、「コンプライアンス・マニュアル」や社内通達等により、セクシュアルハラスメント／パワーハラスメントの防止・禁止を宣言するとともに、当該行動規範等について周知徹底を図っています。また、セクシュアルハラスメント／パワーハラスメントに関する相談窓口については、男女1名ずつの相談員を配置し、透明で明るい職場づくりに配慮しています。